

岩手県知事

達増 拓也 様

新型コロナウイルス感染症対策  
に関する要望書

令和2年12月3日

自由民主党岩手県支部連合会  
新型コロナウイルス感染症対策本部

岩手県議会自由民主党

## 目 次

1	医療提供体制の更なる充実強化等（厚生労働省）	2
	（1）地域の実情に応じた一層の検査体制の強化	
	（2）再流行に対応した感染症拡大防止及び医療提供体制の強化	
	（3）医療機関等への更なる運営支援	3
	（4）感染予防資材等の一層の確保対策	
	（5）介護・福祉施設等への継続した支援	
	（6）宿泊施設の避難所開設への支援	
2	地域経済対策（厚生労働省、経済産業省、農林水産省、国土交通省）	
	（1）雇用の維持・確保対策	
	（2）資金繰り対策	4
	（3）事業継続のための支援	
	（4）税負担の軽減及び官公需の推進	5
	（5）観光産業の再活性化	
	（6）生産性革命推進事業の拡充	
	（7）農林水産業への支援	
	（8）地域公共交通の維持確保	6
	（9）情報通信基盤の加速的整備促進	7
	（10）公共投資予算の確保	
	（11）文化芸術団体等の活動継続への支援	
3	教育機会の確保と相談体制等（文部科学省）	
	（1）児童生徒の学びの保障等	
	（2）就学援助費の拡充	
	（3）保育士等の処遇改善	
4	地方自治体の負担に対する適切な財源措置等（総務省、経済産業省）	8
	（1）地方創生臨時交付金の継続	
	（2）関係機関と行政との連携強化	
5	感染者に対する誹謗中傷への一層の強化（内閣官房）	

岩手県では、今年7月29日に最初の新型コロナウイルス感染者が確認されて以降、12月1日時点で204人の感染者、死者4名と感染が拡大、特に飲食店や高齢者施設等でのクラスターが発生したことにより11月には感染が急拡大しており、全国同様、極めて深刻な状況にあります。

感染拡大の防止を図りつつ、社会経済活動を段階的に引き上げるためには、極めて高度な緊張感と判断力のもと、医療機関等に対する感染拡大防止対策への支援をはじめ、中小企業等の事業継続・雇用等に関する支援など、様々な分野で継続的な支援策を講じていくことが重要となります。また、東日本大震災津波、平成30年台風第10号災害、令和元年台風第19号災害の復興への影響を含めた万全の対策を講ずる必要があります。

このため、自由民主党岩手県支部連合会新型コロナウイルス感染症対策本部・県議会自由民主党では、改めて各種団体から3度目のヒアリングを行い、直面する課題と要望調査を実施したところであります。

つきましては、感染症拡大を早急に封じ込めるためにも、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」、さらに「第3次補正予算」を踏まえつつ、県においては、感染症対策の充実・強化とさらなる医療提供体制に万全を期するとともに、地域経済と県民生活への影響を最小限に抑えるため、下記のとおり対策を講じられるよう要望いたします。

## 記

### 1 医療提供体制の更なる充実強化等

#### (1) 地域の実情に応じた一層の検査体制の強化

- 感染発生初期段階の封じ込めに必要な濃厚接触者以外も含む幅広い検査や、施設内感染を防ぐための医療・介護・福祉・保育・教育の各分野における従事者への検査など、PCR検査や抗原検査等の検査体制を戦略的に拡大するため国の負担による行政検査の実施について検討すること。
- 今後の感染拡大を防ぐため、国の主導のもと、ワクチンの早期実用化に向けて関係機関と連携し迅速に供給体制を確立すること。
- 特に、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行が懸念されることから、検査体制及び宿泊療養施設・病床を全圏域で確保するなど対策を強化するとともに、必要量のワクチン確保と予防接種費用に対する支援を講じること。

#### (2) 再流行に対応した感染症拡大防止及び医療提供体制の強化

- 国の危機管理対策として、専門的・総合的に感染症対策の司令塔的役割を担う組織を創設するなど感染症対策を強化すること。
- 感染症が拡大する地域等に対し、感染症版DMATのような感染症対応専門チーム派遣制度を創設すること。
- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を増額し、空床補償及び軽症者宿泊療養施設等の確保体制を強化するとともに、病院改修による患者受入体制整備を補助対象にするなど、十分な支援措置を講じること。
- 医療提供体制が脆弱な地方自治体における救急搬送体制の整備や医療従事者の派遣等、国や都道府県の連携による広域的な支援体制を強化すること。
- 受診・相談センター（旧帰国者・接触者相談センター）への電話が大変つながりにくいため、電話機を増設するなど相談体制を強化すること。
- 慰労金及び感染症拡大防止対策金について、感染症の収束まで長期化が想定されることから、制度継続を要望する。
- 診療等に当たる医療従事者への危険手当と災害補償（保険）に対する財政措置を講じるとともに、災害補償としての保険制度については、国全体の制度になるよう検討すること。
- 感染症指定医療機関内への歯科の設置は、県内に3ヶ所に留まっている状況にあることから、設置拡大に向け体制を整備すること。

#### (3) 医療機関等への更なる運営支援

- コロナ禍の中でも各医療機関が安定した診療が維持できるよう診療報酬や減収補填策、薬局や医薬品卸売業者に対する特別給付金の支給等、医療機関や薬局等へ

の直接的かつ中長期的な財政支援を講じること。

- 地域医療提供体制の維持・確保のため、医療機関（病院・診療所）の医療従事者、薬剤師、保険薬局の薬剤師及び患者の対応を行う従業員は、ワクチン優先接種の対象となるよう配慮すること。
- 県内に就職する看護学生が増えていることから、高度技術を取得するための県外研修制度や支援制度の創設について検討すること。

#### （４）感染予防資材等の一層の確保対策

- 医療機関における医療用マスク、アルコール消毒液、感染防護具や衛生資材等を安定的に確保できるよう無償提供を含め供給体制を強化すること。
- また、保育・福祉施設等において、マスク、アルコール消毒液や空気洗浄機、加湿器等が適切に確保できるよう供給体制を維持すること。
- 医療用手袋が著しく高騰していることから、医療や介護現場に通常価格で安定的に流通されるよう対策を講じること。
- 関係機関、事業者等とも連携し、今後の感染拡大や大規模災害時を想定した必要な感染予防資材の備蓄体制を強化するとともに、必要物資の保管及び配送等に要する経費については、適切な財政措置を講じること。

#### （５）介護・福祉施設等への継続した支援

- 介護・福祉サービスを継続的に提供できるよう、施設等における感染防止対策の徹底と職員確保のための支援を行うこと。
- 介護施設における患者発生時の他施設、他法人から応援職員体制を構築すること。
- 社会福祉施設等においては、施設の多機能型簡易居室設置や簡易陰圧装置導入等に対し財政措置されているが、感染防止のための確実な改修が進められるよう、補助基準額の嵩上げや、家族面会室の設置や居室内のゾーニングなどの整備・改修を行う場合も補助対象になるよう検討すること。
- 感染地域を含め、在宅介護サービスの継続したサービス提供を支援すること。

#### （６）宿泊施設の避難所開設への支援

- 災害時の避難所における感染防止を図るため、宿泊施設の借上げ費用及び施設使用後の消毒費用、防護服やパーテーション等の購入費用、移送費用など、災害時の避難所運営体制の充実に要する経費に対し、十分な財政措置を講じること。

## 2 地域経済対策

### （１）雇用の維持・確保対策

- 新型コロナウイルス感染症の実態に鑑み、雇用調整助成金の緊急対応期間の更なる延長を確実に実行すること。

- 雇用調整助成金の日額上限（15,000円）について、更なる引き上げを行うこと。  
また、事業主が労働者に対して支払った休業手当について、日額上限までの100%を助成対象とするとともに、申請者の不利にならないように速やかに交付すること。
- 休業支援金・給付金の対象期間を延長するとともに、労働保険に未加入や、事業主から休業証明が得られないなど事業主の責めに帰すべき事由により、労働者が支給申請を断念することがないように、手続きの簡素化や柔軟な制度運用を行うこと。
- 第2の就職氷河期世代を作らないため、失業した労働者や正規雇用の機会を逃した新規学卒者等を積極的に雇い入れる事業主を支援する対策を講じること。

## （2）資金繰り対策

- 融資制度について、据置及び返済期間を長期間設定するとともに、業績回復状況に応じた返済計画や融資条件の緩和等に柔軟に対応すること。併せて、中小企業等の実情に応じて、年末対応を含め各種融資制度の更なる拡充を講じること。
- 新型コロナウイルス感染症特別貸付について、無利子期間（現行3年）を5年から10年程度に延長すること。また、80%信用保証付きの既往債務の100%保証特別貸付への借換は禁止されているが、特例措置として借換可能な制度とすること。
- 信用保証制度の危機関連保証やセーフティネット保証の適用期間を延長するとともに、信用保証協会に対する損失補償や預託原資調達に伴う借入金利息について、財政措置を講じること。
- これまでの大規模自然災害で被災した中小企業・小規模事業者がコロナの影響を受けた場合の多重債務問題を軽減する対策を講じること。
- 各種支援施策の利用に当たっては、対象要件を最大限緩和するとともに、申請手続きなどの大幅な簡素化、審査・採択・支給の迅速化を図ること。

## （3）事業継続のための支援

- 新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の縮小や移動の自粛等により特に大きな影響を被っている飲食店、旅館・ホテル、旅行代理店のほか、鉄道・バス・タクシーなどの地域公共交通機関等も含めた幅広い業種に対し、需要が回復するまで必要な支援策を講じること。
- 持続化給付金は、事態の長期化や深刻化に応じて、1回のみで終わることなく複数回の継続支給や給付期間の延長について検討すること。
- 家賃支援給付金は、経済回復するまでの間、更なる支援金額の拡充及び支援期間の延長を行うこと。また、事業者の利便のため実効性のある手続きの簡素化や支給の迅速化を図るとともに、制度の利用を促すため、現在設置されている申請支援窓口を今後も存置するなど、相談や申請支援の体制の維持、強化を図ること。
- 経営者の高齢化や後継者不在、多重債務等の理由により、やむなく事業継続を断念して廃業・民事再生に至るケースが増えていることから、円滑な廃業や事業再建

に向けた事業譲渡、金融機関や取引先との調整等、新たな挑戦を後押しするための支援策が遅滞なくいきわたるよう対策を講じること。

- 休業要請・指示等による感染拡大防止策の措置に伴う補償金的な「協力金」について制度化すること。

#### (4) 税負担の軽減及び官公需の推進

- 中小企業者等の負担を軽減し、感染症収束後の積極的な事業展開を促すため、固定資産税や事業税、地方税、社会保険料等の軽減または支払猶予措置を講じるなど、固定費分を補う支援策を検討すること。
- 官公需について、中小企業庁からの要請に基づく柔軟な納期の設定・変更及び迅速な支払、実勢価格による積算に基づく適切な予定価格の見直しなどを行うとともに、収束局面においては、積極的な官公需の前倒し発注による支援を講じること。

#### (5) 観光産業の再活性化

- 観光関連業者を対象とする固定経費の実額補助などの制度を創設すること。
- 感染防止策を徹底した上で「Go Toキャンペーン」について、第2、第3のキャンペーンを柔軟かつ効果的に実施すること。
- 「東北デスティネーション」を契機とする岩手県への観光交流への各種支援と、東京オリンピック・パラリンピックを好機とするインバウンド需要の再開等に向けて、より効果的な観光関連政策を講じること。特に、東日本大震災津波から10年を契機に、被災地に特化したGo Toキャンペーンを展開すること。
- 宿泊補助事業を含めた各種観光支援策を継続するとともに、現金と売掛金の関係性等からも喫緊の現金収入につながる制度を検討されたい。
- 観光関連事業者が行う感染症対策費用等への各種支援を検討されたい。併せて、喚気関連や生産性向上のための設備改修支援や各種団体旅行・教育旅行、ワーケーション等の設備拡大への支援も検討されたい。

#### (6) 生産性革命推進事業の拡充

- 感染拡大の長期化に伴い国民や荷主のニーズが高まっており、ドライバー不足など厳しい状況にある物流業者の輸送力を維持確保していくため、高速料金の深夜割引の拡充や休憩・休息施設、中継物流拠点の設置拡大等、事業者に対する支援を講じること。

#### (7) 農林水産業への支援

##### ① 食料安全保障と消費拡大・需要喚起対策

- 食糧の安定供給・自給率向上の観点からも国産農畜産物への切り替えを講じるとともに、継続的な需要喚起・消費拡大対策を図ること。

- 特にも、収入減となった農林漁業者に対し、価格・収入安定対策や販売促進、需要喚起、次期作に係る支援等による効果の検証を行い、停滞する経済活動が復活するまで支援を継続すること。

## ② 米価安定に対する施策の実施

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により外食産業等を中心に米の需要が落ち込み米価下落が危惧されることから、米価安定のため主食用米を緊急に新規需要米や備蓄米、他国への援助米にするなど、市場から隔離する措置を講じること。
- 水田フル活用ビジョンを基に、地域の取組みを進めるため、産地交付金の拡充や新たな予算の創設など主食用米から非主食用米への転換を進めるため施策を講じること。

## ③ 畜産事業者への支援拡充

- 国産ブランド牛肉の消費低迷は、肥育農家の廃業と産地の崩壊が危惧されることから、肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）における生産者負担金を当面の間猶予するなど、持続可能で意欲をもって経営するための措置を講じること。
- 牛マルキン制度の交付金額を算定する方法を、従来の都道府県ごとの販売価格を算定する方法に戻し、きめ細やかな制度運用にすること。
- 牛肉の枝肉価格低迷の影響を受け続ける生産者（繁殖農家も含む）の経営を支えるため、これまで創設された支援制度の支給要件の緩和と牛マルキン制度の運用変更で減額となった交付額分の補填も含めた新たな支援制度を創設すること。

## ④ 地域漁業の経営存続への支援

- 水産物の価格下落などによる漁業者、水産流通加工業者に対する影響を注視し、持続化給付金や漁業共済の対象外となる減収への支援など、必要な対策を講じること。
- 海産物価格の低迷で厳しい状況にある地域漁業の存続を支援するため、漁業収入安定対策事業の加入金の支援並びに加入の条件等を緩和すること。

## (8) 地域公共交通の維持確保

- 住民生活に不可欠な路線バスやコミュニティバス、タクシー等の地域公共交通事業は、感染症の影響により大きく減収していることから、感染防止対策に係る支援措置を強化するとともに、事業収入を補填するための特例措置を講じること。
- 感染症収束後の利用促進が課題となることから、駅施設のバリアフリー化や IC カードの導入など利便性向上の取組みに係る補助制度の拡充を行うこと。
- 地域間幹線系統確保維持費国庫補助制度の輸送量要件の緩和など、東日本大震災における被災地特例と同様の緩和措置を講じること。

### (9) 情報通信基盤の加速的整備促進

- 「新しい生活様式」の実践で重要となる遠隔医療・遠隔教育やテレワークを促進するために必要となる5Gや光ファイバ等の情報通信基盤について、条件不利地域も含めた整備促進や維持管理に係る財政支援及び人的・技術的支援の一層の充実を図ること。

### (10) 公共投資予算の確保

- 早期の経済回復のためにも、安定的で将来を見通せる十分な公共投資予算を確保すること。
- 防災・減災・国土強靱化のための3ヶ年緊急対策について、今後も継続し、取組みの拡充・強化を図ること。
- 東京一極集中是正を図るため、地方におけるゆとりある都市の形成やグリーンインフラ、バリアフリー化など、質の高いインフラ整備を推進すること。

### (11) 文化芸術団体等の活動継続への支援

- 公演の中止・延期を余儀なくされた活動の場がなくなった文化芸術・スポーツ団体やイベント等の事業者等に対する支援を講じること。
- 公共施設を管理運営している指定管理者も収入が激減していることから、運営継続可能な支援を講じること。

## 3 教育機会の確保と相談体制等

### (1) 児童生徒の学びの保障等

- 児童生徒1人1台端末の早期実現、GIGAスクールサポーター等のICT教育人財の配置の充実などICT環境の整備を強力的に推進するとともに、学習用ソフトウェアを含む端末の更新費用、ネットワーク環境の整備費用、通信費を含めた財政措置を継続・拡充すること。

### (2) 就学援助費の拡充

- 児童生徒への就学援助に係る費用を東日本大震災の際と同様に全額国庫負担とすること。

### (3) 保育士等の処遇改善

- 子どもや保護者との直接的な接触を避けられない中、日々感染の不安を抱えながら勤務を継続している保育士及び放課後児童支援員等に対し、医療・介護・障害福祉事業者と同様に慰労金を支給するなど処遇改善を図ること。

## 4 地方自治体の負担に対する適切な財源措置等

### (1) 地方創生臨時交付金の継続

- 感染症が収束するまで、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による支援を継続するとともに、地方自治体が地域の実情に応じて必要な対策を躊躇なく実行できるよう、これまで以上に柔軟に活用できる制度とすること。
- 令和3年度においては、感染症の影響に伴い、国、地方を通じて厳しい財政状況が見込まれることから、地方一般財源総額及び地方交付税総額の確保・充実に万全を期し、地方自治体の財政安定化措置を講じること。
- 地方交付税の配分前倒しや減収補てん債の対象税目の拡充など、地方自治体の財政運営に支障が生ずることのないよう万全の対策を講じること。

### (2) 関係機関と行政との連携強化

- 関係機関と行政機関との間で、迅速かつ総合的な情報共有と意見交換の機会を増やし、連携の強化を一層図るとともに、対策の推進に当たっては市町村等の関係者の意見を十分聴きながら進めること。

## 5 感染者に対する誹謗中傷への一層の強化

- インターネット、SNS、噂等による感染者やその関係者などに対する差別、偏見、誹謗中傷に対し、予防・啓発活動を一層強化するとともに、人権や風評被害が生じないよう適切な対策を講じること。